

## 新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う電話診察による処方箋の発行について

新型コロナウイルスの影響拡大を受け、厚生労働省は令和2年2月28日付の事務連絡において、慢性疾患を有する患者さんへの電話受診での処方箋の発行を認めました。これを受けて当院でも特別措置として当面の間、該当する患者さんへの電話による再診・処方箋の発行を行います。

なお、今回の措置につきましては、臨時的措置に基づくものですので、臨時的措置が終了する間までになりますことをご了承下さい。

### 対象となる患者さん

慢性疾患で当院に定期受診されている患者さんのうち、担当医師が電話診察での処方に危険性がないものと判断した方（皮膚科は除く）

### 電話診察の主な流れ

1. 電話診察をご希望される方は、次回予約日までに電話で申し込んでください

電話番号：072-958-1000

受付時間：平日の午後2時から4時

お申し込みの際に、診察券番号 連絡先（電話番号）をお伝えください。

2. 電話再診の可否判断を担当医師が行い、折り返しご連絡いたします。

3. 担当医師が患者さんへ直接電話をかけ、体調などを聞き、処方箋発行が可能と判断した場合は処方箋を発行し、患者さんが指定したかかりつけ薬局に病院よりFAXいたします。担当医師が、直接診察が必要で処方箋発行が不可能と判断した場合は受診していただきます。

4. 当院医事部より、電話再診時のお支払いについてと、処方箋をFAXするかかりつけ薬局名、電話番号、FAX番号の確認がありますので分かるものをご用意しお待ちください。（お薬手帳、薬袋、お薬の説明用紙など）

5. 電話診察日の翌日以降にかかりつけ薬局にてお薬をお受け取り下さい。

注意：処方箋の原本は病院から当該薬局へ郵送します。

電話診察においても外来診察料および処方箋料が算定されます。

処方できるのは、これまで処方されていた慢性疾患治療薬のみとなります。